

厚生文教常任委員会（特急反訳）

【速報版】

令和3年9月8日

午前10時 開会

○河部委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本委員会に付託されました議案第2号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」から議案第6号「泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」の計3件について審査をいただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶をお願いします。

○竹中市長 おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

河部委員長さんをはじめ、委員の皆様方には、市政各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本日の委員会は、令和3年第3回定例会において、本常任委員会に付託されました議案第2号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてと議案第3号、議案第6号について御審査をお願いするものでございます。

どうかよろしく御審査をいただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○河部委員長 ありがとうございます。

なお、本日、会議の傍聴の申出がございました。傍聴の取扱いについて、この際御協議いただきたいと思います。会議の傍聴について、御意見等ございませんか。———それでは、傍聴者の入室

を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○河部委員長 これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

なお、質疑並びに理事者の答弁の際は、着席のまま行っていただくようよろしくお願ひします。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第2号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠委員 じゃ、ちょっとお聞きしたいと思います。

要介護認定の判定についてで、本人さんとか家族の方が窓口のほうに申請に来られて、訪問調査を受けた後に認定になると思うんですけども、その認定にかかるまでの日程を教えてくださいと思います。

また、この1年半あるんですけども、コロナによる影響が出ているのかも、併せてお聞かせください。

あと、介護度についてですけども、状態が何も変わっていないのに、介護度が下がるというケースがあるとお聞きしたことがあります。そうなると思われサービス自体が変わってしまうので、御本人さんなり家族は困ると思うんですが、こういう苦情が寄せられているのか。

その場合、不服申立てとか要介護認定の区分変更申請が行われるかと思うんですけども、この件数もそれぞれあったのであれば、教えてくださいと思います。

〔「議事進行」の声あり〕

○堀口委員 今回の議案の中身と関係あるのかどうか、その辺、委員長判断していただきたいと思います。

○河部委員長 今回の本議案については、介護認定

の審査に関わる内容ですので、その範囲で答弁していただけたらと思います。

○藤原長寿社会推進課長 それでは、審査判定の手順につきまして御説明申し上げます。

まず、窓口なり申請がありましたら、1次判定の中で主治医の意見書、まず認定調査の調査員が入りまして、主治医の意見書と併せまして、1次判定を行います。

これは、パソコンによりまして判定をしまして、その後、審査会のほうにその結果をお持ちしまして、また2次判定を行っていきます。

ほぼ1次判定での割合で新規の場合ですけれども、泉南市の場合、令和2年4月から令和3年3月におきましては2,260件ございました。その中で新規の部分につきましては809件、区分変更におきましては493件、更新については958件ございました。

その中で、新規の部分につきましても、ほぼ1次判定の判定の中で結果が出てきております。2次判定の変更率につきましては、判定が1次と違う場合は89.4%という実績で、2次での重いほうの変更は7.4%、軽いほうへの変更が3.2%ということで、一定の基準の中で審査というのがされております。

また、コロナの関係で実際どのような影響なり件数があるかということなんですけれども、令和元年度におきましては、阪南市、泉南市、岬町の審査件数は8,391件、令和2年度につきましては5,310件ということで、新規の申請数がコロナの影響で下がってきている現状を分析することができます。

また、今回コロナの関係で、期限が来ていて再度認定に入るんですけれども、1年の延長を希望された方がございます。

令和2年度におきましては22名、令和3年度におきましては、8月末現在で41名の方がコロナの関係がありまして、1年間延長されたということになっております。

あと、サービスが介護度によって下がるとか、そういうお話があるんですけれども、現状の状態からまた悪化する場合もございますので、そのときは区分変更の手続を再度踏んでいただきまして、

御自身の状況に合わせて、介護の認定をするということでございます。

以上です。

○楠委員 ちょっと聞き取れなかったかもしれませんが、認定までにかかる日数は、以前とコロナ禍で影響があるのでしょうか。

○藤原長寿社会推進課長 コロナの中での影響等は特にございません。30日の程度での認定の期日となっております。

○河部委員長 ほか、ございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○楠委員 先ほどと同じようなことにもなるんですけれども、障害支援区分認定、調査を受けて認定まで、これもかかる日数を教えていただきたいのと、コロナの影響があるのかということと、あとサービスの利用で、グループホームの利用とかもあると思うんですけれども、制度上、グループホームの利用には障害支援区分の条件はないとなっているんですけれども、実態としては、区分を理由に断られるケースもあると聞いているんですけれども、泉南市ではそういった状況があるのか、または、グループホームへの待機者等がいるのか、お聞かせください。

○梶本障害福祉課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

認定までの日数なんですけれども、これも長寿社会推進課のほうから、先ほど答弁がありました。同じようなもので、大体1か月ぐらいで返ってくるものが多いです。

ただ、中にはその障害の種類によって、知的・精神の認定の医師が入っているものと、身体の医師が入っている合議体で判定されるものがありまして、月に2回の審査会の開催になっておりますので、その関係で1か月半ぐらいかかったり、2か月ぐらいかかったりするようなケースもございます。

コロナによる影響なんですけれども、これも同じように、その障害の種類によって、大体3年間の有期認定という形が多いんですが、臨時的なコロナウイルスの関係によって調査ができず、臨時的な取扱いがありまして、1年間延長されたものがございます。

泉南市のほうで件数は7件ございました。そういうものもございましたので、そのものについては1年間期間とかが延びております。

あと、グループホームのことなんですけれども、グループホームは、おっしゃるように区分認定のほうが出ていなくても使えるというふうにはなっておるんですけれども、一応当然区分のほうを取っていただいて、障害サービスを受けていただくというのが前提になります。

ただ、その区分がなくても受け入れるケースというのは中にございまして、泉南市のほうでも、その個別で判断して、この方がそういうグループホームが適当だろうという判断をした場合には、入っていただいているということでございます。

以上でございます。

○楠委員 あと、グループホームに待機者とかはおられるかどうか、ちょっと。

○梶本障害福祉課長 すみません、答弁漏れです。待機されている方がいらっしゃるかどうかということですが、待機となっている方はいらっしゃいません。

以上です。

○河部委員長 ほか、ございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。

○石橋委員 お願いいたします。住民票のコンビニ交付は、市民サービスの向上につながると思います。時間的な利便性、自宅、近所などの距離的なもの、最も安いという金銭的なものですが、お尋ねいたします。

現状、住民票の発行枚数の比較的多い時期はいつ頃でしょうか、お願いいたします。

○西本市民課長 毎年、やはり一番住民票の発行数が多いのは、年度末3月が一番多くなっています。

○石橋委員 ありがとうございます。3月ということで、この条例、システムの施行は4月1日ということなんですけれども、開始時期を検討していただくことは可能でしょうか、前倒しでございませぬ。

入学、就職、引っ越しなど、4月に向けて学校や職場へ住民票の提出機会が多いのではないのでしょうか。対応可能なら、例えば1月とか、せめて3月から、施行が4月開始ではない近隣市町の事例でございませぬが、東大阪市が平成28年2月、堺市が平成29年12月などがあります。

利用頻度の高い証明書ですし、証明書のコンビニ交付は利便性が高いと思いますので、やはり4月ということを考えまして、一日でも早い施行を検討いただけないでしょうか、御見解をお願いいたします。

○西本市民課長 まず、このコンビニ交付導入に当たりまして、やはりシステム改修という作業が発生します。システムの改修ももちろんなんですけれども、その後、テストということで、東京のJ-L I Sのほうに今回我々は向かわず、代理でやっていただくことになっているんですけれども、本来であれば職員が出向いてテスト環境で動作を確認するという作業が発生します。

そういった作業に伴う時間とございますか、そのJ-L I Sのほうの予約とかもありまして、シス

テム改修等で最低三、四か月、その後、テスト環境の動作ということで、一応ベンダーからは最低やっぱり6か月欲しいというふうな要望をされておりますので、今回予算を可決いただきましても、10月1日契約最短としたところで、やっぱり6か月欲しいということで、4月1日施行ということで今回上程させていただいております。

以上です。

○石橋委員 ありがとうございます。ベンダーのお考えも分かるんですけれども、この3月、4月ですと、1週間、2週間の違いでかなり利便性が変わってくるかと思っておりますので、その辺、御配慮をいただけたらと思うのと、市民サービスの向上につながりますので、このコンビニ交付を担当するベンダーというか、委託先の機構との契約について5点お尋ねいたします。

契約日と運営の負担金、それと3つ目が、例えばクラウドシステムを利用した場合の費用、あと1通当たりの委託料は幾らか。5点目が100円安くなるということなんですけれども、この100円という値段の根拠、この5点に加えまして、コンビニ発行の手数料について御検討いただきたいことがあります。

先ほど堺市の事例を申しましたが、堺市は手数料が150円ということで、印鑑登録証明書は200円なんですけれども、一気にとは申しませんが、利便性、市民サービスの向上ということで、1年後でも3年後でも含めまして、値下げということも含めて、これから検討いただけたらと思いますので、改めまして、この契約関連の5項目と発行手数料の将来的な値下げについて御見解をお願いいたします。

○西本市民課長 まず、ベンダー等との委託料の関係でございます。

今回、また補正予算で次に上げさせていただきますけれども、システム改修委託料が33万円、今年度かかります。今まで継続して行っている部分でいいますと、今年度令和2年度決算で申しますと、コンビニ交付の負担金、これがJ-LISに支払う分ですけれども、年間272万8,000円で、ベンダーに支払っております委託料、こちらが年間66万円、あと、コンビニ交付のシステムの利用

料、ハードとかの、それが330万円、あとその保守料が2万1,516円となっております。

あと、1通当たりにかかる手数料ということでよろしいでしょうか。1通当たり117円かかります。現在300円で発行しております、手元に残るのは183円ということで、今回の条例改正で200円に100円値下げさせていただきます。

こちらは、先ほどの御質問にも関連するんですけども、システム改修が仮に1月末で終わっても、2月からゴーできますよという状況であったとしても、条例改正、今回4月1日ということで、5か月いただきますと、その間やっぱりその300円でいかに得ないという状況になっております。（「100円」の声あり）

100円安くする根拠ですね。こちらは近隣自治体、泉州地域のほとんどの自治体で値下げ、阪南市さんもこの11月から初めて実施するというので、こちらにおいても200円でやるということで、我々も隣の泉佐野市、熊取町、阪南市が200円という状況になりますので、我々もそれに合わせさせていただくという形で200円と設定させていただきました。

以上です。

○河部委員長 ほか、ございませんか。

○岡田委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、コンビニ交付なんです、マイナンバーカードで利用するということなんです、このマイナンバーカードを活用したサービスで、利用したい行政サービスは何かといえば、やっぱりコンビニ交付サービスと答えられる方が37%と高い数字が出ています。

この間の協議会で多分おっしゃっていて、すみません、聞き間違いだったら申し訳ないんですが、令和5年を目指して全国で取得できるようにというふうにおっしゃったと思うんです。

その中で今参加市町村というのは700以上あって、でもその全国の市役所の中で取得できると、小規模自治体は、なかなかその中でまだまだ進んでいないという中で、これ一斉にやるような方向に向かうのか、全国のお店で。

それとも内容的に、例えば泉南市だったら印鑑

登録証明書と住民票の写しになっているんですが、この内容も充実させていくのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

○西本市民課長 協議会でも説明させていただいた部分というのは、戸籍のコンビニ交付という御質問がありまして、それに答えさせていただきました。

この戸籍につきましてはコンビニ交付ではなくて、全国の自治体で、今回デジタル庁が発足しましたけれども、そういった流れの中で、全国的にどこの自治体でも戸籍謄本・抄本が取れるというふうなシステム改修を今行っている最中です。

ですので、それはもう全国統一で、どこの自治体におかれましても戸籍が取れると、我々泉南市民であっても、出身が九州でも北海道でも、どこへ行っても泉南市の戸籍が取れるようになるというふうな形になりますので、ちょっとコンビニ交付とはまた別物です。

その流れを受けて、我々も今度取れるといても、開庁時間内になりますので、その後、さらにニーズがあるのかどうか、そういったものを見極めながら、今度コンビニ交付に戸籍を入れていくかを検討していきたいなと思っています。

○岡田委員 ありがとうございます。分かりました。このコンビニ交付ですが、利用時間、先ほどもおっしゃったように、休日、夜間も利用でき、また手数料も本当に窓口より安くなるということで、ありがたいことだと思うんですが、ただ、暗証番号というのは、ちょっと確認なんです、やっぱり3回間違えたらストップかけられるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○西本市民課長 これはもうマイナンバーのカードを利用したサービスを行う場合、どれも同じなですけれども、間違えるとロックがかかってしまう。その際は、御不便をおかけしますが、市役所のほうに来ていただいて、再設定をしていただくと、そういうような流れになります。

○河部委員長 ほかに。

○楠委員 お聞きします。住民票の写しや印鑑登録証明がコンビニで交付をできるということで、令和元年から始まって、コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要というところで、すみません、

昨日もあったんですけども、マイナンバーカードの泉南市の普及率と、昨年のコンビニ交付の利用状況を教えていただきたいと思います。

○西本市民課長 普及率につきましては、昨日8月末の最新のものが届きましたので、御報告させていただきます。

こちらにつきましては39.68%となっております。昨年のコンビニ交付の件数ですけれども、住民票が1,135件、印鑑登録証明書が765件となっております。

以上です。

○河部委員長 ほか、ございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案3件の審査を終わります。

次に、本委員会の閉会中の継続調査の申出についてお諮りいたします。

お諮りいたします。本委員会の所管事項につきましては、調査研究のため、引き続き閉会中の継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○河部委員長 御異議なしと認めます。よって議長に対し、閉会中の継続調査の申出を行うことに決定いたしました。

なお、閉会中において調査を行う事件につきましては、委員長に一任していただきたいと思っております。

以上で本日予定しておりました議案審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をいただきまして誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきまし

では、私に御一任いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

河 部 優